

**(仮称) 第 2 次世田谷区教育ビジョン**  
・  
**第 1 期行動計画**  
**(素案)**

平成 2 5 年 8 月  
世田谷区教育委員会

## 目次

第1章（仮称）第2次世田谷区教育ビジョン .....	1
第1節 第2次教育ビジョンの策定にあたって .....	2
第2節 世田谷区教育ビジョン（平成17年度策定）の総括 .....	3
第3節 計画の位置づけ .....	7
第4節 計画の期間.....	7
第5節 教育目標.....	8
第6節 今後10年間の基本的な考え方.....	9
第7節 3つの基本方針 .....	10
第8節 6つの施策の柱 .....	13
第9節 重点事業.....	16
第2章 第1期行動計画 .....	19
第1節 4年間のリーディング事業.....	20
第3章 資料.....	23
第1節 教育に関する主な動向.....	24

## 第 1 章（仮称）第 2 次世田谷区教育ビジョン

## 第1節 第2次教育ビジョンの策定にあたって

教育がめざすものは、人格の完成、「人」づくりです。個人の能力を伸ばし、自立した人間を育てるとともに、次代を担う「人」を育成していく使命を担っています。このことはいかに時代や状況が変わろうとも普遍です。

急速に進展する少子高齢化や高度情報化、経済・社会のグローバル化などに、家族形態や地域社会の変容なども加わり、教育を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、東日本大震災は、誰もが命の尊さ、思いやりや「人」とのつながりの大切さを改めて気づかせただけでなく、同時に教育の役割の重要性を再認識させました。

このような中で、教育は社会の変化を踏まえ、絶えずそのあり方を確認しつつ、その変化に主体的に対応し、今後の社会を支え、発展させる「人」づくりが求められています。

教育委員会では、平成17年3月に「世田谷区教育ビジョン」を策定し、そのめざす教育の方向を示しました。世田谷区で長年取り組んできた地域の教育力をいかした「地域とともに子どもを育てる教育」を基本に、国に先駆け、あるいは国の動向等を踏まえつつ、教科「日本語」の設置や「世田谷9年教育」など、さまざまな特色のある取り組みを実践してきました。

このたび、世田谷区が今後の20年の公共的指針となる新たな基本構想、その実現のための今後10年間の基本計画を策定することを契機に、教育委員会においても、平成26年度を初年度とする今後10年間の教育の方向を「第2次世田谷区教育ビジョン」として取りまとめました。

このビジョンでは、学校・家庭・地域が連携・協働した教育をより一層推進していくとともに、子ども一人ひとりの多様な個性や能力を伸ばし、変化の激しい時代を生きる、生き抜く基盤となる「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよく培うことを重視しています。

また、子どもたちがその個性や能力を伸ばしていくためにも、学校での教育活動等を通して、子どもたちの自尊感情や自己肯定感（自分をかけがえのない存在、価値ある存在として捉える気持ち）を高めていくことも欠かせない取り組みです。

教育委員会では、こうした視点を重視して、これまで築きあげてきた教育に関するさまざまな基盤の定着と、その内容・質の向上に取り組むとともに、社会の状況などを的確に把握しつつ、子どもたちや学校等の状況に即応しながら、教育の基本、原点を見据えた、適切で地に足のついた施策を着実に推進してまいります。

今後、教育委員会は、この第2次世田谷区教育ビジョンを指針に、学校はもとより家庭・地域と連携・協働しながら、世田谷にふさわしい教育を全力で推進し、区民の信頼と期待に応えてまいります。

## 第2節 世田谷区教育ビジョン（平成17年度策定）の総括

教育委員会では、平成17年3月に策定した世田谷区教育ビジョンに基づき、さまざまな施策展開を図ってきました。これまでの主な取り組み及びその総括については、以下に述べるとおりです。

### 学校協議会と地域運営学校の拡充

教育委員会では、地域が有する教育力の重要性を認識し、「地域とともに子どもを育てる教育」の推進をめざして、平成9年度に全国に先駆け「児童・生徒の健全育成」「地域防災・防犯」「教育活動の充実」の3つをねらいとした「学校協議会」を全区立小・中学校に設置しました。また、平成18年度からは、小・中合同学校協議会や、「世田谷9年教育」(1)の「学び舎」(2)での合同学校協議会へと発展させ、学校間の授業交流や合同行事の実施など連携を進めてきました。さらに、法令改正を機に、平成17年度に区立学校5校を地域運営学校(3)に指定し、順次指定校を拡大し、平成25年度には区立小・中学校全校を地域運営学校に指定しました。

地域運営学校では、保護者や地域の方々の代表等で構成される合議体の学校運営委員会(3)が、一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、委員の意見や要望などを迅速かつ的確に学校運営に反映したり、学校の運営方針や教育活動について保護者、地域の方々の理解が深まるなどの成果が見られています。

一方で、区の地域行政制度の動向もあり、地域運営学校の全校指定を機に、学校協議会との関係などを整理すべき時期にきています。地域運営学校の運営の充実を図るとともに、今後の学校協議会については、学校や地域の特性とともにこれまでの経緯を踏まえ検証し、制度の基本理念を尊重しながら、学校支援コーディネーターや学校関係者評価のあり方も含め、世田谷らしい地域特性を活かした学校を支えるボランティア組織への再編などが求められています。

- 1 教育委員会のめざす「子ども像」を実現するため、各小・中学校での主体的な教育活動を尊重しながら、小・中学校の義務教育9年間を一体としてとらえ、区民の高い期待と信頼に応えられるより質の高い義務教育を実現していこうとする取り組み。
- 2 近隣の小・中学校が協働して教育活動や学校運営を行い、地域の子どもの小・中学校9年間にわたって大切に育ていくために構成している、近隣の小・中学校のグループ（「学び舎」または「学舎」）。
- 3 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める、学校運営協議会（世田谷区では「学校運営委員会」と呼称）を置く学校。コミュニティスクール。

### 教科「日本語」の充実

すべての知的活動の基盤である「日本語」の力を育成するため、区立小・中学校では、平成15年度から「美しい日本語を世田谷の学校から」という取り組みを推進してきました。言葉に関心をもち、登校時から下校時までのすべての教育活動を通して言葉を大切に作る取り組みを進めようとするものです。この取り組みを深化させるため、教育委員会は構造改革特区「世田谷『日本語』教育特区」に認定され、平成19年度から教科「日本語」を設置し、区独自の

教科用図書を作成し、区立小・中学校全校で授業を開始しました。

授業開始から6年が経過し、各学校での取り組みも定着してきましたが、どのように児童・生徒の育ちにつながっているのか、などを含め総合的に検証しながら、教員の授業力の向上、指導資料等の充実など必要な改善に取り組み、効果的な教科「日本語」の推進を図っていく必要があります。

### 世田谷9年教育の推進

教育ビジョンがめざす子ども像の実現のためには、義務教育の9年間を一体として捉え、地域の小・中学校が協働して、同じ目標や方針をもち、授業の質を高め、小学校入学から中学校卒業までに、一人ひとりの有する個性や能力を十分に伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、基本的な資質を養うことが重要です。教育委員会では、平成18年度から区立小・中学校の校長会とともに、小・中学校が一体となって質の高い義務教育を実現する取り組みについて検討を開始し、平成22年4月に保護者、地域の方、学識経験者、区立小・中学校の校長などを委員とする検討委員会で、「『世田谷9年教育』の推進に向けた基本的な方針」を定め、区立学校全校での試行を経て、平成25年度から区立小・中学校全校で完全実施しました。

「世田谷9年教育」の3つの柱である「学習内容」「学校運営」「教職員の研修・研究、学校への支援」を中心に、「世田谷区教育要領」に基づく授業や学習習得確認調査、小・中合同確認会議、小・中学校が連携した教育活動など、学校や「学び舎」で具体的な取り組みを進めています。

今後、「世田谷9年教育」の定着や質の向上に向けて取り組む中で、子どもたち、保護者や地域の方が「世田谷9年教育」の具体的なイメージの共有や、取り組みへの十分な理解のために、学校や教育委員会から区民に向けた積極的な情報発信などが求められています。また、「教職員の研修・研究、学校への支援」を充実させるため、その機能や規模等を拡充した新たな教育センターの整備も必要となります。さらに、各「学び舎」にかかる通学区域の検討なども今後取り組むべき課題です。

### 特別支援教育の推進

平成17年9月に、「世田谷区における特別支援教育の在り方について」をまとめ、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばすため、平成19年度より特別支援教育を推進しています。

教育環境の整備、相談機能の充実、保健福祉分野との連携等を総合的に進めるとともに、就学支援シートや就学支援ファイルを導入し、就学前機関等から小学校への円滑な引き継ぎを図っています。また、補充指導の非常勤講師の配置や学校支援員の配置など、人の配置による支援の充実に取り組むとともに、小・中学校への特別支援学級の計画的な整備を進めています。

特別支援学級に入級する児童・生徒は増加傾向にあり、今後とも障害の種別や学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などを考慮しながら、計画的

な学級整備に取り組む必要があります。また、障害者基本法の改正等を受け、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム( 4)の構築に関する国や都の動向等に注視しつつ、環境を整備していくことが求められています。

4 障害者の権利に関する条約第 24 条により、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。

#### いじめや不登校への対応

いじめや不登校等への取り組みとして、児童・生徒の居場所である「ほっとスクール」の運営、「不登校保護者のつどい」の開催、不登校児童・生徒の家庭へ大学生等を派遣する「メンタルフレンド」などを実施してきました。

また、教育相談機能の充実のため、区独自に全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、平成 21 年 5 月には「世田谷区における不登校対策のあり方について」をまとめ、区内 5 か所の教育相談室の施設拡充やスクールソーシャルワーカーの配置、不登校相談窓口の設置などを進めています。また、平成 25 年 7 月に区長部局とともに開設した「子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)」とも連携し、子どもの人権侵害に関する救済と問題解決に向けて、教育相談機能の充実に取り組んでいます。

平成 25 年 9 月末に施行される「いじめ防止対策推進法」への適切な対応をはじめ、体罰を含めいじめや不登校への対応の充実など教育相談体制の充実が求められています。

#### 家庭教育の支援

各学校の P T A と連携して、家庭教育力の向上をめざした「家庭教育学級」の開催や、小学校校長会・副校長会と世田谷区小学校 P T A 連合協議会が協働して作成した家庭教育に関するリーフレット等により、家庭教育の充実のための取り組みを進めてきました。

また、平成 18 年の教育基本法の改正を受け、家庭教育に関する全区的な諸団体の代表者で構成される「家庭教育支援推進区民会議」や、庁内関係課の横断的な体制として「家庭教育支援推進関係課連絡会」を設け、情報交換や意見交換等を通して、家庭教育への支援を強化しました。

家庭教育力の向上をめざし、子どもの望ましい育成のために、親自身が学び育つための学習の場や情報を提供するとともに福祉等との連携により相談機能を充実し、学校・家庭・地域が連携して、地域の教育力を向上させ、それを生かしていくための取り組みを推進していく必要があります。

#### 学校における教育環境の整備

区立小・中学校の児童・生徒数の今後の推移を念頭に、学校の大規模化、小規模化、校舎の老朽化の 3 課題を総合的に捉えながら、平成 21 ~ 25 年度までの概ね 5 年間(第 1 ステップ)の、適正規模化の具体的な年次計画を推進してきました。これにより、平成 23 年度から若林中学校と山崎中学校が統合し

世田谷中学校を、平成24年度に、船橋中学校と希望丘中学校が統合し、船橋希望中学校を開設しました。その後、平成24年9月に「具体的な方策(第2ステップ)(素案)」を取りまとめ、以降保護者や地域の関係者の方々に対して、丁寧な説明を行っています。今後、計画期間を平成25年度から平成31年度までとする「具体的な方策(第2ステップ)」を、平成25年9月を目途に取りまとめ、計画の推進に着手します。

また、校舎の老朽化に対しては、平成18年3月に策定した「新たな学校施設整備方針」等に基づき計画的・継続的な学校改築を行っています。さらに、災害時に避難場所となる学校の耐震性を確保するため、平成21年度には区立学校全校の耐震化を完了しました。

なお、学校は、避難所としての機能や地域コミュニティの活性化の観点から、学校施設の用途の多用化や複合化なども考慮した施設整備が求められています。

### 生涯学習・社会教育の推進

区民の方が生涯を通して、いつでも、どこでも、だれでもが自由に学ぶことができ、学習機会が得られるように、区長部局と教育委員会が連携しながら、効果的で多彩な生涯学習事業を展開してきました。また、地域におけるPTAや青少年委員の活動などによって、学校・家庭・地域の連携・協働は一定の成果をあげています。

今後とも、各地域における生涯学習事業への区民の主体的な参加と学習活動の支援を通して、地域のコミュニティづくりにつなげていきます。また、地域とともに学びあい、育ちあう学習活動の支援とともに、学習の成果を生かして、地域社会への貢献につながる環境を整え、次の世代と社会の担い手をはぐくんでいくことが必要です。

さらに、中高生世代自らが、主体的に関わることのできる場や自主的に活動できる場が求められています。

また、区民の学習活動を支える図書館については、中央図書館と15の地域図書館、5のまちかど図書室を展開し、地域の学習拠点として充実を図ってきました。

平成18年度から「世田谷区子ども読書活動推進計画」をもとに、家庭での読書活動の普及啓発、学校への調べ学習用図書の貸出、読書活動の担い手の育成などを進めてきました。さらに、平成22年3月にはこれからの図書館像を示した「世田谷区立図書館ビジョン」を策定しました。

図書館については、区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応できる運営体制の構築やネットワークの拡充、電子化への対応などが課題となっています。

区内に多数ある文化財については、保護・保存に取り組み、普及・啓発に努めていますが、郷土「世田谷」の理解と、歴史・文化を継承するため、ボランティアの育成や、文化財を活用する場の整備が必要です。

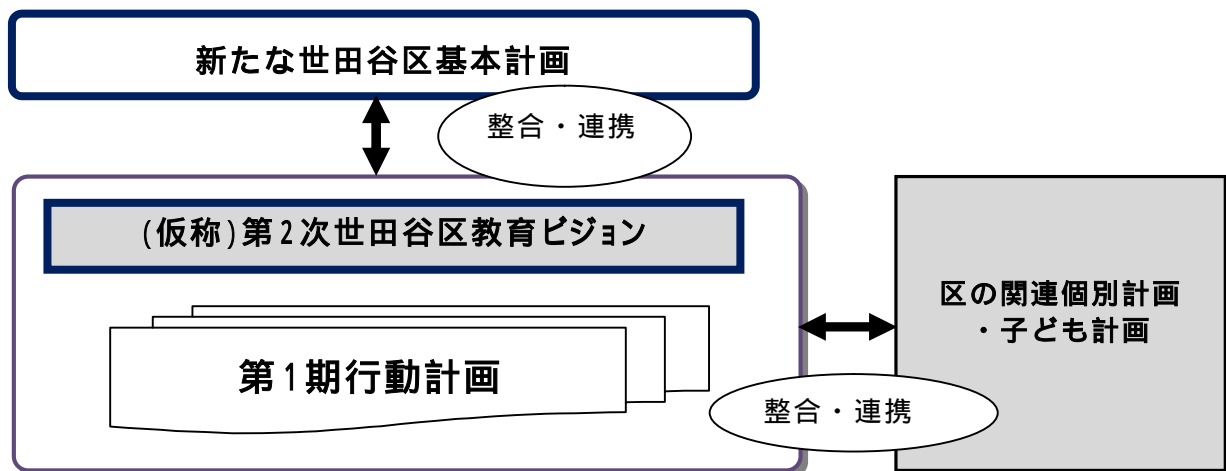


### 第3節 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として策定します。計画の対象範囲は、学校教育、就学前教育、生涯学習、社会教育など教育委員会のすべての教育活動が対象です。

「世田谷区基本構想・基本計画（策定中）」を上位計画とし、「世田谷区新実施計画」や他の関係個別計画等と整合・連携を図りながら策定しました。

他計画との関連イメージ図



### 第4節 計画の期間

本ビジョンは、平成26年度から、おおむね10年間を通して、そのめざすべき教育の姿を明らかにします。

また、平成26年度からおおむね4年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うこととします。

計画期間のイメージ図

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
(仮称)第2次世田谷区教育ビジョン									
第1期行動計画				第2期行動計画				調整計画	
世田谷区基本計画									
(仮)新実施計画				(仮)新実施計画				(仮)調整計画	

## 第5節 教育目標

我が国を取り巻く環境が大きく変容する中で、人が人として生きるうえで大切なもの、日本人としてのアイデンティティ、グローバル社会で活躍するための資質、自ら考え、解決に向けて行動する力などを身に付けた人を育成することが重要です。

世田谷区教育委員会では、教育目標に以下の4つの子ども像を定めています。

世田谷区教育委員会は、人権尊重の精神を基調とした教育を推進し、育てたい子ども像を次のように定める。

**ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることができる子ども**

**生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども**

**日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切にし継承する子ども**

**深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども**

このことによって、自他を敬愛し、理想と志をもち、我が国と郷土を愛し、世界の人々とともに生きることのできる自立した個人の育成を期するとともに、新しい豊かな文化の創造をめざす教育を推進する。

また、区民のだれもが、生涯を通して自ら学び、その成果を生かして生きがいをもち、豊かな人生を送ることができる社会の実現をめざす。

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚して相互に連携・協力し、地域に根ざして行うことが重要であるとの認識に立ち、地域とともに子どもを育てる教育を推進する。

## 第6節 今後10年間の基本的な考え方

教育ビジョンでは、めざす子ども像の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことを一層重視し、さらに、誰もがひとしく生涯を通じて学ぶ意欲をもち、多様な能力や個性を發揮できる地域社会をつくるため、教育ビジョンの10年間の基本的な考え方を設定しました。

一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ

(多様性の尊重)

子どもはもとより、区民一人ひとりの個性や能力はそれぞれ異なっています。一人ひとりが多様な個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことが求められます。

特に、成長期にある子どもへの教育は、改めて教育の基本にたちかえり、子ども一人ひとりがもつ多様な個性や能力を十分把握した上で、個に応じた指導を発達段階に応じて、組織的・系統的に推進していくことが重要です。

(生き抜く力の育成)

変化の激しい時代を担う子どもたちは、これからの社会を自立的に生きるための基盤となる、「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよくはぐくむことが求められます。

子どもの学習の状況、心や身体の状況などを的確に捉え、子どもたちの力を着実に伸ばしていくことが重要です。また、区民には自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身につけられるよう、そのライフステージや置かれた状況に応じた学習環境の確保・充実等が大切です。

(学校・家庭・地域との連携)

世田谷では、学校選択制を採らず、長年にわたって地域と一体となり、地域のさまざまな教育力を活用した「地域とともに子どもを育てる教育」を実践してきています。子どもたちの多様な教育ニーズに応えていくには、学校がより地域に開かれ、地域と一体となって豊かな教育の場をつくりだしていくことが求められます。

また、教育に関する家庭や地域の声に応えていくためには、家庭や地域に学校運営や教育活動への参画を積極的に求めていくことが必要です。さらに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、補完し合う双方向の関係を構築していくことが重要です。

## 第7節 3つの基本方針

基本方針は、教育目標を達成するための学校教育や生涯学習の推進に向けた、基本的な方向性を示すものです。世田谷区教育委員会は、10年間の基本的な考え方に沿って、以下の基本方針に基づき、総合的に教育施策を推進します。

### 基本方針1 地域とともに子どもを育てる教育の推進

～世田谷らしい豊かな教育基盤を活かし、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる～

子どもたちは、発達段階を通して、家庭で、学校で、地域の中で育っていきます。子どもたちの健全育成を推進していくには、子どもの教育の担い手である学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分果たすとともに、互いに連携・協働していくことが重要です。

家庭における教育は、教育の原点であり、その自主性を尊重しつつも、学校や地域との連携の中で、家庭での教育が行われるよう、家庭教育を支援する情報の提供や学習機会の充実など、福祉部門との連携を含め、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境づくりの推進により、家庭教育への支援を強化していきます。

また、これまで以上に地域がもつ教育力の重要性を認識し、その教育力を高める取り組みとともに、地域に根ざした学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携・協力する基盤づくりを推進していきます。

こうした基盤をもとに地域で子どもたちの学びを支援するとともに、学校を中心とする地域コミュニティの活性化や地域防災・文化・スポーツなど、地域の絆の形成につながる活動を支援していきます。

保護者・地域の方々の力を学校運営に活かす「地域運営学校」の運営の充実や、学校関係者評価等による学校改善に継続して取り組みます。

さらに、地域運営学校の区立学校全校の指定を機に、学校協議会との関係整理と合わせて、保護者や地域の方々をはじめとした学校を支えるボランティア組織の効率的な運営に向け、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みや、学校をさらに支援するための体制づくりを推進していきます。

今後も、学校・家庭・地域の世田谷らしい豊かな教育資源や基盤などを活用しながら、地域とともに子どもを育てる教育、地域とともにある学校づくりを推進します。

## 基本方針 2 これからの社会を生き抜く力の育成

～一人ひとりが多様な個性や能力を発揮しながら、人とかわり、自ら「感じ」「考え」「表現する」力をはぐくむ～

子どもたちには、いかに社会が変わろうとも、自ら課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、豊かな知力、豊かな人間性や自己実現をめざすため心身の健康の基礎を義務教育でしっかりと育てていくことが重要です。

これまで取り組んできた質の高い義務教育の実現をめざす、「世田谷9年教育」の推進とその定着、そして質・内容の向上に取り組む中で、言語活動を重視しながら、基礎・基本となる知識や思考力、判断力、表現力など主体的に学習に取り組む意欲や態度などの豊かな知力を育成します。

また、子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であるとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とする教育を推進していく中で、道徳性、社会性や豊かな感性をはぐくむ教育を推進するとともに、学校の指導等を通して自らの個性や能力を伸ばそうとする意欲や態度につながる子どもの自己肯定感を高めていくなど、豊かな人間性を培います。

さらに、子どもの体力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する教育の充実、部活動の充実、家庭や地域と連携しながら食育の推進等を図る中で、児童・生徒が基礎的な体力を身につけられるよう、系統的な学習機会等の充実を図ります。また、子どもの安全・安心を確保するため、防災教育を含め安全教育を推進します。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、一人ひとりの状況に応じた指導・支援の充実や教育環境の整備を図るとともに、インクルーシブ教育システムなど新たな特別支援教育施策について、国や都の動向を注視しながら、適切に対応していきます。

また、教育の成否は、「人」にあります。教職員の資質・能力の総合的な向上や学校のマネジメント力の向上を図るため、教職員の研修や教職員による研究活動等の環境を整備・充実し、教職員のキャリア支援等を通して、世田谷にふさわしい教職員を育成し、保護者や地域の方々からの信頼に応えていきます。

さらに、学校をはじめとする教育施設の老朽化への対策を図るとともに、学校の適正規模化・適正配置や、環境への配慮、ICT化への対応など、次代へつなげる教育環境等の整備に積極的に取り組み、安全で安心な信頼される学校づくりを推進します。

### 基本方針 3 生涯を通じた学びの充実

～生涯を通じて誰もがいつまでも学ぶ意欲をもち、その成果を次代へつなぐことのできる地域社会をめざす～

区民一人ひとりが多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくために、また、くらしや地域の課題を主体的に解決し住みよいまちづくりを促進していくために、区民のだれもが生涯にわたって自ら学び続け、その成果を次代につなげていく生涯学習への支援が重要です。

区民が生涯を通して主体的・自主的に学べる環境、区民の多様なニーズに応える「学び」の環境を整備するため、学校施設や図書館の活用とともに、区長部局、区内大学、NPOなどの民間団体、企業等との連携などによる学習機会の拡充への取り組みを推進します。

また、区民との協働により、子どもから高齢者までのさまざまな学習ニーズに応える社会教育事業を推進していくとともに、環境や防災などの現代的・社会的な課題や、地域の課題の解決につながる学習機会等を充実させ、その成果を具体的な実践につなげ、地域づくり、まちづくりの担い手となる人材の育成支援を進めます。

さらに、区内で発見され、継承されている文化財について、登録・指定制度を活用した適切な保護や活用を図るとともに、郷土の歴史や文化などに関する学習機会や体験活動等の充実、学習環境の整備などを促進し、郷土世田谷の豊かな歴史・文化を次代へ継承していく取り組みを推進します。

青少年・若者の自立と社会参加のための学習支援を推進し、次代の地域を支える人材を育成するとともに、区長部局とも連携しながら、青少年・若者が自主的に活動できる場の拡充を促進します。

区民の学習活動の基盤となる図書館については、区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応するため、蔵書の充実やICTを活用するなど、地域の学習拠点としての図書館機能の充実に取り組みます。

また、中央図書館の規模・機能等の拡充をめざすとともに、地域図書館、まちかど図書室、図書館ターミナルを含めた、図書館ネットワークの充実を推進していきます。あわせて、子どもの読書活動の推進のための学校図書館との連携の強化や、電子化への対応、区民の生活課題や地域の課題解決の支援機能を強化した図書館運営に取り組み、区民の利便性の向上や子どもの読書活動の充実をめざします。

## 第8節 6つの施策の柱

教育ビジョンがめざす子ども像の実現に向けて、世田谷区がこれまで培ってきた、豊かな地域の教育基盤を活かし、地域との連携・協働による教育と家庭における教育力向上への支援を図ります。

そして、「世田谷9年教育」で子どもたちの豊かな人間性と豊かな知力、健やかな身体をはぐくむとともに、これからの社会を生き抜くための資質・能力を育成する質の高い教育を推進します。

また、子どもや保護者、地域の方々、そして教職員が信頼と誇りをもてる学校づくりを推進するとともに、児童・生徒が豊かな人間関係を構築し、自己実現のための基礎を培い、基本的な資質を養う学びを実現できる、安全安心と学びを充実する教育環境の整備を推進します。

そして、生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことを活かす機会や場づくりを通じた地域コミュニティづくりを促進します。

以上のことを踏まえ、教育ビジョンでは、次の6つの施策の柱を掲げました。

- 1 地域との連携・協働による教育
- 2 家庭における教育力向上への支援
- 3 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進
- 4 信頼と誇りのもてる学校づくり
- 5 安全安心と学びを充実する教育環境の整備
- 6 生涯を通じて学び合う地域コミュニティづくり

### 1 地域との連携・協働による教育

教育委員会では平成9年に、全国に先駆けてすべての区立小・中学校に学校協議会を設置し、地域とともに子どもたちの健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を進めてきました。また、保護者や地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する「地域運営学校」の指定を平成17年度から開始し、平成25年度までに全区立小・中学校の指定を完了しています。

今後は、「地域運営学校」をはじめ、保護者や地域の方々が学校運営に参画できる仕組みを活用するとともに、区立小・中学校や「学び舎」を拠点に、地域の特色ある教育力や教育資源を活かし、地域とともに子どもを育てる教育を一層推進します。

また、学校も地域コミュニティを形成する重要な核として、地域防災や文化・スポーツ活動などの地域活動に貢献していきます。

## 2 家庭における教育力向上への支援

子どもたちが多くのことを学び、成長する場として、家庭は教育の原点であり、極めて重要です。しかしながら、社会構造の変化等から、全国的に家庭の教育力の低下が問題となっています。

これまで、家庭教育に関するリーフレットの作成、学校単位の家庭教育学級の開催など、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換の充実を通して家庭教育充実に向けた取り組みを進めてきました。

今後は、親の学びの機会や場に係る支援、相談機能の充実、親同士や地域との連携などを通して、家族における豊かな親子関係づくりや、家庭の教育力の向上をめざします。

また、幼稚園・保育園と小学校との連携などをさらに推進するとともに、就学前の幼児への教育を支援し、小学校への円滑な接続を推進します。

## 3 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

「世田谷9年教育」では、児童・生徒に必要な基礎的な力、資質を義務教育9年間の教育課程ではくくむため、平成24年3月に定めた「世田谷区教育要領」をもとに、各学校だけでなく「学び舎」を核に、地域の教育力と特色を生かした教育の推進を進めてきました。平成25年度から、区立の全小・中学校で完全実施しています。

今後は、「世田谷区教育要領」に基づき、教科「日本語」や理数教育をはじめとする質の高い教育を推進するとともに、指導力の改善・充実を図ります。

また、これからの社会を生き抜くための資質・能力の育成や、健やかな身体・たくましい心をはぐくむ教育を推進します。

さらに、障害のある子どもたち一人ひとりの教育ニーズを把握して能力や可能性を最大限に伸長するために、インクルーシブ教育システムなど新たな施策に適切に対応しながら「特別支援教育」の一層の充実を図ります。

## 4 信頼と誇りのもてる学校づくり

区立学校の教育活動や学校運営の質を高める「世田谷9年教育」をはじめとする施策の推進や、今日的課題に的確に対応するには、区立小・中学校の教員の資質・能力の向上や、複雑化・多様化しているニーズに応じた教育相談機能を充実させていくことが不可欠です。また、学校の教育活動に関する情報を家庭や地域と共有し、信頼の向上に努める必要があります。

今後は、教職員の研修・研究機能や学校支援機能の充実に向けた、幼児教育センター機能を含む新教育センターの設置を検討します。また、いじめや不登校など、児童・生徒、保護者への様々な相談機能を充実するとともに、感染症やアレルギー対策、不審者の侵入防止など、学校の危機管理能力の向上を図ります。そして、信頼される学校づくりに向けて、情報発信の充実、学校の経営力の向上や「学び舎」による学校運営の充実を図ります。



## 5 安全安心と学びを充実する教育環境の整備

子どもたちのより良い教育環境の整備充実に向けて、学校の適正規模化・適正配置の推進や学校施設整備など、計画的な取り組みを進めてきました。

今後も、地域による児童・生徒数の偏在化の進行が見込まれるため、適正規模化・適正配置への計画的な取り組みを着実に進めます。また、良好な学校施設整備にあたり老朽化への対応とともに、安全安心や環境への配慮、ICT環境の整備、地域に貢献できる学校づくりなど長期的視点に立った教育環境の整備に努めます。

## 6 生涯を通じて学び合う地域コミュニティづくり

生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことを地域に還元する、学びの循環づくりに向けて、場や機会の提供をはじめとする環境の整備・充実を進めてきました。

今後も、学校施設、図書館の活用や、区内大学等との連携などによる学習の場と機会の提供・開発を推進します。

また、生涯学習などで培われた区民の学習成果を社会資源として地域で活用する場を充実するなど、地域コミュニティの活性化を目指します。

さらに、区民が郷土の歴史、文化、伝統を様々な形で学び活動できる拠点を整備します。

## 第9節 重点事業

3つの基本方針に基づき、総合的に教育施策を推進するため、今後10年間で重点的に取り組む事業として、以下の事業を設定しました。

### 地域の教育力を活かした学校支援の推進

学校協議会の構成員は、PTA会長・役員、児童委員、民生委員、青少年委員、町会・自治会代表等「組織」の集まりであるため、各学校では、学校の活動を支える地域のボランティア組織を学校協議会の中または、学校協議会とは別に組織しています。

そのため、平成25年度に全校指定した地域運営学校の充実を図るとともに、学校運営委員会、学校協議会、学校関係者評価委員会、学校支援コーディネーターなどとの相互関係を整理します。学校の活動を支える地域のボランティア組織を実践的・機能的に再編し、地域で学校を支える仕組みを確立し、全校において新体制で実施するとともに、学校としての組織的・継続的な改善を図ります。さらに、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを推進するため、新たな学校評価システムの検証を行います。

### 「世田谷9年教育」の定着と質の向上

「世田谷9年教育」では、「学習内容」、「学校運営」、「教職員の研修・研究、学校への支援」の3つの柱を中心に具体的な取り組みを進めています。

「世田谷区教育要領」に基づく教育活動や、近隣の区立小・中学校のグループ「学び舎」による「学校運営」をより一層進めるため、「学校経営」などの標準型となる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立に向け取り組みます。また、「世田谷9年教育」を支える教員の研修・研究機能の強化をめざし、新たな教育センターの整備を図ります。

さらに、「深く考え、深く考え、自己表現でき、日本文化を理解し大切に子どもを育成する」ことをねらいとした、教科「日本語」の改善・充実等も含め、「世田谷9年教育」の定着と質の高い学校教育を推進します。

### ニーズに応じた特別支援教育の推進

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの構築等、共生社会の実現に向けて、配慮を要する児童・生徒の就学相談等のニーズは大幅に増加しています。また、児童・生徒が抱える悩みや問題に対して、早期発見や未然防止、発生後の対応等、相談機能の重要性がこれまでも増して高まっています。そのため、総合的な支援や専門的な相談など、ニーズに応じた教育相談機能をさらに充実することが求められています。

特別支援教育を一層進めるために、障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、特別支援学級の計画的な整備や学校での指導体制、学校への支援体

制の充実を図るとともに、教育・福祉・医療・関係行政機関等との一層の連携、ネットワークの充実に取り組みます。また、インクルーシブ教育等も含めた国や都の動向を踏まえ、今後の世田谷区における特別支援教育のあり方について検討していきます。

#### 新教育センターの整備

区立学校の教育活動や学校運営の質を高めるには、教員の資質・能力の向上や学校、子ども、保護者への支援等の充実が不可欠です。そのために、幼稚園を含め100校を超える区立学校を擁する自治体にふさわしい新たな教育センターの整備に向けた取り組みが求められています。

今後、教員への研修、教員による研究活動の場のみならず、現行の教育センターが担っている教育相談や学校、子どもの支援機能等を含め、教員、学校、子ども・保護者への支援の充実の観点から、新たな教育センターの機能検討を進め、その具体化に取り組んでいきます。また、新たな教育センター機能の検討と合わせ、区立幼稚園の用途転換に伴う幼児教育センター機能のあり方や、校務の軽減等の学校支援のあり方等についての検討を進め、早期の実現化を図ります。

#### 新中央図書館機能・ネットワークの拡充

現在の中央図書館は、開館後25年を経過し、施設の老朽化や規模・設備的な制約から、区立図書ネットワークの中核としての中心機能や支援機能、資料提供機能等を十分に果たしにくくなっています。また、図書館ネットワークを整備・拡充していくうえでも、中心館にふさわしい機能の強化や施設規模の拡充を図っていく必要があります。

図書館機能の充実に向け、中央図書館を核として、地域図書館、まちかど図書室、図書館ターミナルからなる図書館ネットワークを、図書館情報システムやICTの活用などにより、整備・拡充していきます。中央図書館のネットワークの中心としてふさわしい機能の強化や施設規模、設備等の拡充を図り、併せて子どもへのサービス拠点としての機能も拡充します。

#### 学校の適正規模化・適正配置の推進

これまで、子どもたちのより良い教育環境の整備充実に向けて、学校の適正規模化・適正配置の推進や学校施設整備など、計画的な取り組みを進めてきました。今後、区立小・中学校の児童・生徒数は、地域や学校区単位で見ると、増加傾向または減少傾向の偏在化が認められ、引き続き学校の適正規模化・適正配置の取り組みを推進するとともに、建築後40年～50年を経過する学校の増加及び社会環境等への変化に対応しながら、計画的に学校施設の整備を進めていく必要があります。

子どもたちのより良い教育環境の実現をめざし、児童・生徒数の将来動向を見極めながら、国や都の教育制度改革の動向などを注視するとともに、学

校の適正規模化・適正配置への取り組みを着実に進めていきます。あわせて、安全安心や環境への配慮、ICT環境の充実など中長期的視点に立った教育環境の整備・充実に努めていきます。

#### 人権尊重の推進ネットワークの充実

児童・生徒に人として生きるうえで大切な人間性・道徳性をはぐくみ、市民としてのよりよい生活習慣を身に付けるために、「豊かな心」、「豊かな感性」、「社会の一員としての自覚」などを推進しています。特に、何ものにも代え難い「人権尊重の精神」や「生命の尊さ」を学ぶことは道德教育の基盤であることから、あらゆる機会をとらえ、各学校における人権教育等の推進と教職員の資質向上を図っています。

今後は、国における道德教育・人権尊重教育の位置づけに注視しながら、道德教育・人権尊重教育の充実のため、これまでの取り組みの成果や課題を十分に検証し、新たに「学び舎」や学校・家庭・地域、保健福祉の関係機関等が連携した人権尊重のネットワークによる取り組みを実施するなど、子どもたちの人間性・道徳性をはぐくむ取り組みの推進を検討します。

#### (仮称)郷土学習センターの整備

世田谷には、都内最大級の縄文時代集落遺跡など300ヶ所以上の遺跡が存在し、江戸時代以降の文化財も数多く残っています。区民が郷土の伝統文化や文化財に親しみ、地域の理解を深める体験学習の機会を充実させ、歴史・文化の保護や継承する意識を高めています。

区内のさまざまな文化財や伝統文化等については、電子化により情報の活用や公開を進めるとともに、文化財施設相互の連携強化と有効活用により、区民がこれらに身近に接しながら学習できる機会と場の整備をさらに進めることが求められています。

文化財等の保護及び啓発に向け、引き続き幅広い調査活動を行うとともに、区民の力を活用して事業の拡充を図ります。また、地域の伝統文化継承・文化財保護等の活動を通じて郷土への愛着を高めるとともに、文化財保護及び活動の拠点を整備します。

## 第 2 章 第 1 期行動計画

## 第1節 4年間のリーディング事業

### 地域の教育力を活かした学校支援の推進

地域運営学校の充実を図るとともに、学校を支える地域ボランティア組織の再編に取り組み、地域とともに子どもを育てる教育を推進する。

- ・世田谷版「学校支援地域本部」の検討・試行
- ・学校支援コーディネーター、学校関係者評価の見直し ほか

### 親子の育ちを支える家庭教育への支援

家庭での教育力向上に向け、親の学びの機会や場の支援、相談機能の充実を図り、親同士や地域とのつながりを創造する。

- ・福祉との連携
- ・親の学びへの支援 ほか

### 「世田谷9年教育」の定着と質の向上

「世田谷9年教育」の定着等、質の高い学校教育を推進するため、学校経営の標準形となる「世田谷マネジメントスタンダード」を整備・確立する。

- ・「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立
- ・教科「日本語」の改善・充実 ほか

### 体力の向上と心身のたくましさの育成

子どもの体力向上の取り組みや、食育をはじめ、健康な体づくりを促進するとともに、部活動などを通して心身のたくましさを育成する。

- ・全校での体力づくりの取り組み
- ・部活動の充実
- ・食育の推進、アレルギーへの対応強化 ほか

### いじめ防止等の総合的な推進

「いじめ防止対策推進法」への適切な対応をはじめ、体罰を含めいじめや不登校への対応の充実など教育相談体制を充実する。

- ・スクールバディの拡充
- ・相談機能の充実 ほか

### 子どもたちが体験・体感する機会の充実

知識基盤社会の中にある子どもたちに、動物とのふれあいや自然体験学習、身近な冒険遊びなど、物に触れ、感じ、体験する機会を創造する。

- ・移動教室、小動物飼育など自然や動植物とふれあう機会の充実
- ・子どもの好奇心・冒険心をはぐくむ空間の整備 ほか

### **新教育センターの整備に向けた検討**

「世田谷9年教育」を支える教員の研修・研究機能の強化と、幼児教育等を推進する機能を併設し、人材育成や相談機能等を充実する。

- ・新教育センター機能の検討
- ・幼児教育の研修・研究機能の整備 ほか

### **教員が子どもと関わる時間の充実**

校務事務の軽減を図り、教員が児童・生徒と向き合う時間を増やし、教員の指導力向上を図る。

- ・人事・財務会計・文書システムの導入
- ・給食費収納の公会計化、校務の改善 ほか





## 第 3 章 資料

## 第1節 教育に関する主な動向

### 1 国の動向

#### (1) 教育基本法の改正

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。改正教育基本法においては、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明示されました。

#### (2) 教育振興基本計画の策定

改正教育基本法の理念の実現に向け、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本となる計画として、平成20年7月には、「教育振興基本計画」(第1期計画期間：平成20年～24年度)が策定されました。

基本計画では、我が国の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」および「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の2点を示すとともに、総合的かつ計画的に取り組むべき施策の基本的方向などが示されています。

#### (3) 学習指導要領の改訂

平成20年に、幼稚園、小学校、中学校等における教育課程の基準を定めた学習指導要領の改訂等が行われ、この新学習指導要領は平成23年4月から小学校で、平成24年4月からは中学校で実施されています。

この学習指導要領では、従来と同様「生きる力」を育むという理念が継承され、教科等の授業時数の増加や、教育内容の改善が行われています。

#### (4) 子ども・若者育成支援推進法の制定

有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化、そして従来の個別分野における縦割りの対応での限界などを受けて、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備や支援のネットワークづくりに向けた、子ども・若者育成支援推進法が平成22年4月に施行されています。

#### (5) 第2期教育振興基本計画の策定

教育振興基本計画に基づく教育施策展開の実績を踏まえ、平成25年6月14日に、第2期教育振興基本計画が閣議決定されました。計画では、以下の4点が基本的方向性として示されています。

社会を生き抜く力の養成

「多様で変化の激しい社会の中での自立と協働を図るための主体的・能動的な力」の育成を目指します。

未来への飛躍を実現する人材の養成

「変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材」の育成を目指します。

学びのセーフティネットの構築

「誰もがアクセスできる多様な学習機会」の確保を目指します。

絆づくりと活力あるコミュニティの形成

「社会が人を育み、人が社会をつくる好循環」が生まれる環境づくりを目指します。

## （６）社会教育関連法の改正

教育基本法の改正を受けて、平成 20 年 6 月に社会教育法が博物館法、図書館法とともに改正されました。主な改正点は、社会教育行政が国民に必要な学習機会の提供や奨励を行い、生涯学習の振興に寄与すると共に、学校、家庭、地域住民等との連携・協力を促進することなどが示されています。

## （７）いじめ防止対策推進法の制定

平成 25 年 6 月、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めた「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年 9 月から施行されます。

## （８）障害者基本法の改正とインクルーシブ教育の推進

平成 23 年 8 月、障害者基本法の一部を改正する法律が施行され、教育に関する条文の改正も行われています。その中では、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるような配慮も求められています。

また、平成 24 年 7 月には、初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指す動きが本格化しています。

## （９）その他

21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要があるとして、平成 25 年 1 月から「教育再生実行会議」が開催されています。「いじめの問題等への対応について」（第一次提言）（平成 25 年 2 月 26 日）、「教育委員会制度等の在り方について」（第二次提言）（平成 25 年 4 月 15 日）の提言が出されて

います。現在進行中の議論として、小学校の英語教育の教科化など、英語学習の抜本的な拡充や、道徳教育の充実、「6・3・3・4制」の見直しなどが挙げられています。

#### 近年の国の動向

年月	内容
平成 18 年 12 月	改正教育基本法 公布
平成 19 年 6 月	学校教育法，教職員免許法および教育公務員特例法，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
平成 20 年 2 月	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(答申)
平成 20 年 3 月	改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂
平成 20 年 6 月	改正教育基本法を踏まえた社会教育関連法の改正
平成 20 年 7 月	教育振興基本計画 閣議決定
平成 21 年 3 月	改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂
平成 25 年 6 月	第 2 期教育振興基本計画 閣議決定
平成 25 年 6 月	いじめ防止対策推進法の制定

#### 近年の中央教育審議会の答申(学校教育関連)

年月	内容
平成 24 年 3 月	学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)
平成 24 年 8 月	教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)
平成 25 年 1 月	今後の青少年の体験活動の推進について(答申)
平成 25 年 4 月	第 2 期教育振興基本計画について(答申)

## 2 都の動向

### (1) 東京都教育ビジョン策定

平成 16 年 4 月に、21 世紀を担う子供たちを育成するという目標の下、学校、家庭、地域、社会に期待される役割を明らかにした「東京都教育ビジョン」を策定しました。

### (2) 東京都教育ビジョン(第2次)の策定

平成 20 年 5 月に、平成 24 年度までの 5 年間に取り組む重点施策等を示した「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定しました。

その中で「社会全体で子供の教育に取り組む」、「生きる力」をはぐくむ教育を推進する」の 2 つを教育の柱として定め、さらに「家庭や地域の教育力向上を支援する」、「教育の質の向上・教育環境の整備を推進する」、「子供・若者の未来を応援する」の 3 つを具体的な施策展開の視点として定めています。

### (3) 「2020 年の東京」の策定

平成 23 年 12 月に、日本の再生と東京の更なる進化を目指し、新たな長期ビジョンとして「2020 年の東京」を策定しました。その中の目標の一つとして、「誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する」ことを掲げ、その実現のために「子供たちの知・徳・体を鍛え、次代を担う人材を育成する」政策展開を図っていくことなどを示しています。

### (4) 東京都教育ビジョン(第3次)の策定

平成 25 年 4 月に、都は平成 29 年度までの 5 年間を中心に、今後中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示す「東京都教育ビジョン(第3次)」を策定しました。

その中で、「社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う。」を基本理念とし、5 つの視点と 10 の取り組みの方向を定め、今後の教育の推進を目指しています。

#### 近年の東京都の動向

年月	内容
平成 16 年 4 月	「東京都教育ビジョン」策定
平成 20 年 5 月	「東京都教育ビジョン(第2次)」策定
平成 23 年 12 月	「2020 年の東京」策定
平成 25 年 4 月	「東京都教育ビジョン(第3次)」策定